

新型コロナウイルス感染症関連 特別給付金情報

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、さまざまな困難に直面した人が速やかに生活・暮らしの支援が受けられるよう臨時的な措置として給付金を支給しています。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

令和4年度住民税非課税世帯が支給対象に追加されました

■給付額 1世帯あたり10万円

■受給対象・手続き

1. 住民税非課税世帯（追加分）

対象 世帯全員の令和4年度住民税（均等割）が非課税の世帯

※令和3年度の給付金が支給対象とならなかった世帯のみ対象となります。

手続き 対象の可能性のある世帯に確認書などを郵送します。内容を確認し必要事項を記入のうえ返送してください。

2. 家計急変世帯

対象 新型コロナウイルス感染症の影響で、令和4年1月以降の収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当の収入となった世帯

※令和3年度の給付金を受給した、または「住民税非課税世帯（追加分）」で受給する世帯は対象となりません。

手続き 対象と思われる人は問い合わせください。

■その他 ・住民税が課税されている人の扶養親族のみの世帯は受給できません。

・詳しくは市ホームページを確認ください。

問合せ 臨時特別給付金事業推進室（千丁支所内） ☎ 37-8173

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

特別給付金（国事業分）

■給付額 対象児童1人あたり 5万円

対象児童とは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障がい児の場合は20歳未満）

■受給対象・手続き

(1)ひとり親世帯

対象者	受給手続き	支給日
①令和4年4月分児童扶養手当受給者	申請不要	6月下旬支給済
②公的年金などを受給していることで令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない人	申請必要	申請受付後随時支給
③新型コロナウイルス感染症の影響を受け家計が急変し、収入が児童扶養手当の受給者と同様の水準となっている人		

(2)(1)以外の低所得の子育て世帯

対象者	受給手続き	支給日
①児童手当（公務員を除く）または特別児童扶養手当の受給者で令和4年度住民税均等割が非課税の人	申請不要	7月中旬から支給
②対象児童を養育し、令和4年度住民税均等割が非課税の人（公務員を含む）	申請必要	申請受付後随時支給
③対象児童を養育し、新型コロナウイルス感染症の影響を受け令和4年1月以降家計が急変し住民税非課税相当の収入となっている人		

追加給付金（県事業分）

■給付額 1世帯あたり2万円+第2子以降の児童1人あたり5,000円

■受給対象・手続き

対象者	受給手続き	支給日
上記「特別給付金（国事業分）」(1)の該当者	申請不要	8月下旬から支給

詳しくは市ホームページを確認ください。



問合せ こども未来課 ☎ 33-8721